

各都道府県消防防災主管部 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）等の運用に係る計算プログラムの消防庁ホームページへの掲載について

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用については、平成17年8月12日付け消防予第188号（以下「188号通知」という。）により示したところですが、188号通知に示す下記検証法についての計算プログラムを消防庁ホームページに掲載しましたので執務の参考として下さい。

また、各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 掲載した内容

(1) 住戸等への延焼防止措置について 【[上階延焼 \(070228\).zip](#)】

188号通知第2、3に示す「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号）第3第3号（2）ロに規定する「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること」を確認する計算プログラム。

(2) 特定光庭の基準等について 【[解説図+特定光庭 \(070228\).zip](#)】

188号通知第2、5に示す「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号）第4第1号（1）に規定する「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号（2）イに規定する「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」を確認する計算プログラム。

(3) 煙の降下状況を確認する方法について 【[開放性検証\(070228\).zip](#)】

188号通知第3、2（5）に示す「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号（4）イ（ロ）及び同号（5）ロに規定する「煙が床面からの高さ1.8メートルまで降下しないこと」を確認する計算プログラム。

2 掲載場所

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>

トップ画面→消防防災関係者の方へ→消防関係法令（所管法令、省令・規則検索、告示・通知一覧）→通知・通達→平成19年一覧→平成19年1月の通知について→「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）等の運用に係る計算プログラムの消防庁ホームページへの掲載について

※ ホームページからダウンロード可能です。

※ 計算プログラムについて平成19年2月28日に改修を行いましたので、再度ダウンロードして下さい。主な改修点は以下のとおりです。

旧プログラムを使用して計算したものについては再度計算を行ってください。

●全計算プログラム共通

Microsoft Excel 2000 での利用が可能になりました。

●【解説図+特定光庭 (070228).zip】内【tokutei (070228).xls】

・全シート共通

噴出火炎の発熱速度 Q に係る計算を修正しました。

・延焼検討シート

噴出火炎面と受熱面が平行の場合の計算シートを追加しました。

・避難安全性検討シート共通

輻射受熱量と距離との関係を示すグラフの元データを表示させました。

・噴出火炎面と受熱面、避難方向が斜めの場合の検討シート

入力する項目を修正しました。

角度 θ によらずとも、距離の入力のみで計算できるように修正しました。

●【解説図+特定光庭 (070228).zip】内【kaiset (070226).xls】

・特定光庭に係る計算プログラムの改修に伴い、解説図を追加・修正しました。